

ふるさと納税を活用したNPO指定寄附～NPO応援寄附～ 団体登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ふるさと納税を活用したNPO指定寄附～NPO応援寄附～（以下「NPO指定寄附」という。）における補助事業に基づく補助を受けようとする団体が、あらかじめ県に登録をするにあたっての要件、手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（登録の申請要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人であり、神奈川県又は横浜市、川崎市、相模原市から認定を受けている法人（以下「認定NPO法人」という。）若しくは地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）に規定する指定特定非営利活動法人（以下「県指定NPO法人」という。）であること。
- 2 特定非営利活動を行う区域が主として神奈川県内であること。
- 3 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当しないこと。
 - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - （3）法人にあつては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

（登録の申請）

第3条 登録を希望する団体は、知事が必要と認める次に掲げる書類を、知事に提出しなければならない。ただし、県により認定を受けている認定NPO法人又は指定を受けている県指定NPO法人は（5）から（7）の提出については省略できるものとする。

- （1）団体登録申請書（第1号様式）
- （2）団体の概要書（第2号様式）
- （3）定款
- （4）登記簿謄本（写し）
- （5）前事業年度の事業報告書又は活動報告書
- （6）前事業年度の収支計算書又は活動計算書
- （7）前事業年度の役員名簿
- （8）所轄庁からの通知等、申請時点において認定NPO法人又は県指定NPO法人であることが確認できる書類

（登録の決定）

第4条 知事は、前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは、NPO指定寄附の補助対象団体として登録する。

（登録の通知）

第5条 知事は、前条の規定により登録したときは、団体登録決定通知書（第3号様式）により当該団体に通知するものとする。

（登録の変更）

第6条 登録を受けた団体（以下「登録団体という。」）は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったときは、団体登録変更届（第4号様式）に変更後の書類を添えて、速やかに、知事に届け出なければならない。

（登録の期間）

第7条 登録の有効期間は、知事が団体登録を決定した日から、第8条に定める登録の抹消が決定された日までとする。

（登録の抹消）

第8条 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- （1）第2条に規定する要件を失ったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- （3）当該登録団体から登録抹消の申し出（第5号様式）があったとき。
- （4）その他知事が特に必要があると認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、団体登録抹消通知書（第6号様式）により当該団体に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月10日から施行する。